

令和5年度 市政執行方針 大綱

令和5年度は、引き続き、長引く新型コロナウイルス感染症への対策に万全を期すことはもとより、人口減少・少子高齢化や、複雑・多様化する市民ニーズ等の諸課題への対応、コロナ禍で影響を受けた地域経済や昨今の物価の高騰など、不安定な社会情勢にあっても、未来に向けた持続可能な行政サービスの提供と、やまなし県央連携中枢都市圏の発展に向け、デジタル技術の積極的な導入や、SDGsの推進をはじめとする、多様な主体との連携・協働による効率的で効果的な事業の展開などを図らなければならない。

こうした考えのもと、本市の明るい未来創りに向け、これまで進めてきた事業の更なる推進に加え、新たな視点からの事業にも果敢に取り組み、「第六次甲府市総合計画」の各般にわたる施策の一層の充実を図り、「人・まち・自然が共生する未来創造都市 甲府」の実現に向けた歩みを力強く進めるものとする。

以上を踏まえ、令和5年度市政執行方針（大綱）を次のとおり定める。

1 いきいきと輝く人を育むまちをつくる（人）

本市の未来を担う子どもたちの健やかで、たくましい成長を支えるため、ヤングケアラーへの対応をはじめ、様々な特性を持つ子どもの相談支援の充実など、子育て・子育て施策の一層の推進に加え、教育環境の整備・充実やICTを活用した学校教育の質の向上、更には、不登校やいじめ等の学校生活における支援の強化など、子どもたちが夢を持ち、その夢の実現を後押しする施策を展開する。

また、緑が丘スポーツ公園の再整備を通じた生涯スポーツの振興や、こうふ開府500年記念事業で生まれたシビックプライドの更なる醸成を図るとともに、男女共同参画や多文化共生の推進等により、多様な文化や価値観を理解・尊重できるよう取り組むなど、誰もが自分らしく生きがいを持って輝けるまちづくりを進める。

2 魅力があふれ人が集う活力あるまちをつくる（活力）

コロナ禍で影響を受けた地域経済に活力をもたらすため、ジュエリーや農産物などの地場産品の積極的なプロモーションの展開によるブランド力の更なる強化により販路拡大に繋げるとともに、企業立地の促進や多様な人材の活躍の支援に加え、地域産業の担い手の確保に向けた近隣自治体との連携による事業展開に取り組むなど、地域経済の持続的で安定した成長を図る。

また、本市が選ばれるまちとなるよう、地方への関心の高まりを捉えた移住・定住の促進に加え、民間活力の効果的な活用により、甲府城周辺の整備等を着

報告：第16号

実に推進する中で、昇仙峡や湯村温泉をはじめとする本市が誇る地域資源の付加価値を高め、魅力の向上に繋げるなど、交流と賑わいの創出を図る。

3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

地域防災力の更なる向上に向け、高まる防災意識を適切な行動に繋げるための取組の充実に加え、消防団の活動拠点や防災資機材の一層の整備による消防・防災体制の強化を図るとともに、消費者被害への対応をはじめ、子どもや高齢者の交通安全対策など、地域における防犯や交通事故の未然防止に取り組み、災害に強く安全で安心なまちづくりを推進する。

また、健康支援センターを核とした、感染症をはじめとする健康危機に対する専門的かつ機動的な対応や、健康都市宣言に基づく、市民と地域・行政の連携による心と身体の健康の更なる維持・増進を図るとともに、高齢者を支える地域社会の構築に向けた医療と介護による一体的な支援の推進や、地域共生社会の実現に繋げる障がい者への福祉施策の一層の充実など、誰もがいつまでも健やかに暮らせるまちづくりを進める。

4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

ゼロカーボンシティ宣言の実現に向けて、資源循環や次世代エネルギーの普及・促進など、環境に配慮したグリーン社会への取組を進めるとともに、良好な生活環境の維持・向上をはじめ、動物園の整備や動物の適正飼養の推進に取り組むなど、本市が有する豊かな自然と人や動物の暮らしが調和する快適な環境づくりを進める。

また、リニア駅周辺のまちづくりに向けた着実な取組の推進や、地域の実情に即した持続可能な公共交通体系の形成に繋げるとともに、都市の骨格をなす幹線道路をはじめ、市民生活に身近な生活関連道路などの都市基盤の整備等を通じて、安全・安心で利便性の高いまちづくりを推進する。

5 基本構想の推進

新型コロナウイルス感染症の拡大により加速したデジタル化の推進や、東京圏における地方への関心の高まりを的確に捉え、様々な分野へのデジタル技術の導入による市民サービスの一層の向上を図るとともに、各般における戦略的なプロモーションの展開により、本市の魅力を幅広く国内外に発信する。

また、多様な主体における連携・協働体制の強化を図り地域課題の解決に繋げる協働のまちづくりの促進やSDGsの推進による効率的で効果的な事業の展開に加え、連携中枢都市圏を形成する近隣自治体と共に、行政サービスの効率化をはじめ、地域全体の成長と地域経済の活性化に取り組むとともに、積極的な財源の確保を図るなど、持続可能な行財政運営を推進する。

報告：第16号

令和5年度 予算編成方針

1 本市の財政状況と今後の見通し

本市の財政状況は、令和3年度決算における「財政健全化法」に定められた4指標において、引き続き健全な状態を維持するとともに、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、国税収入の増加に伴う普通交付税の大幅な増額などにより、一時的に改善したものの、依然として市独自の施策の実施や新たな行政課題に対する取組について、弾力的な対応を図ることが難しい状況が続いている。

今後については、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）の長期化に加え、昨今の物価高騰や急激な円安の進行などによって、景気の先行きの不透明感が増大しており、市税収入などは予断を許さない状況である。

また、高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増額や大型事業の計画的な実施に対応する中、エネルギーや原材料価格等の上昇など、情勢変化に対応する財政需要の増加も見込まれることから、極めて厳しい財政状況が続く見通しである。

2 予算編成について

令和5年度はこうした極めて厳しい財政見通しを全ての部局において共有する中で、コロナ禍からの回復を確かなものとするための取組を加速させていかなければならないことから、感染症対策はもとより、引き続き「第六次甲府市総合計画」に掲げる都市像の実現に向けた施策・事業の着実な推進を図る。

また、「やまなし県央連携中枢都市圏」の形成を見据えた圏域全体の経済成長等に寄与する事業にも積極的に取り組むとともに、国の「経済財政運営と改革の基本方針2022」や新たに策定される「総合経済対策」を踏まえ、コロナ収束後を見据えた事業を展開する。

こうした取組を具現化するためには、限りある財源を効果的、効率的に活用する必要があることから、これまで以上に各部局が主体性と自律性をもって、自主財源の確保及び前例にとらわれない積極的な事務事業の見直しを念頭に、以下の基本事項及び個別事項を徹底した予算編成とする。

（基本事項）

- (1) 主要事業、一般事業ともに、要求にあたっては、年間を通じて予測される収入・支出額を的確に積算し計上すること。
- (2) 主要事業においては概算にて要求を終えているが、国の動向や物価高騰等により状況が異なっていることから、再度精査を行い、要求額の追加等の必要性が生じた場合は企画財政課と協議すること。

報告：第16号

- (3) 一般事業については、各部局に提示する一般財源計画額を厳守すること。
- (4) 全ての事業について、費用対効果が低いものについては従来の慣例等にとらわれることなく、廃止・縮小などの見直しを図ること。
- (5) 新規事業又は既存事業の拡充については、新たな財源の確保又は既存事業を廃止・縮小することにより財源を確保することを徹底したうえで、要求すること。

(個別事項)

(1) 歳入関係

- ① 市税収入については、制度改正や経済情勢等を見極めながら、過去の実績を十分検証する中で、税負担の公平を期すため、課税客体の適正な把握を行うとともに、収納率の向上を図り、一般財源を確保すること。
- ② 国・県支出金については、国・県の予算編成の動向や制度改正、コロナ関連施策における対応等の情報収集を図るとともに、企画財政課が作成する「市町村への国県支出金の概要」を参考に、積極的な財源の確保に努めること。
また、各種団体による助成制度についても情報収集を行い、積極的に活用すること。
- ③ 使用料及び手数料等の自主財源については、受益者負担の観点から、適正に財源を確保すること。
- ④ 財産収入については、「甲府市資産（土地・建物）利活用基本方針」に基づき、公有地等の未利用資産の売却や貸付けを行い、積極的に財源を確保すること。
- ⑤ ふるさと納税、クラウドファンディング、広告収入、ネーミングライツのみならず、あらゆる可能性を検討し、積極的に収入の増加に取り組み、財源を確保すること。
- ⑥ 市債については、後年度の財政負担を伴うものであることから、事業の優先度や効果等について十分に検討し、最小限の活用とすること。

報告：第16号

(2) 歳出関係

- ① 国・県の制度改正に伴う補助金や負担金の廃止、又は縮小された事業の継続については、市単独事業への振替は原則として行わないこと。
- ② 社会保障関係費については、これまでの実績などを踏まえ、予算・決算において大幅な乖離が生じないように、実情の把握を徹底する中で真に必要な経費を要求すること。
- ③ 市民サービスの向上とともに、職員の負担軽減及び経費縮減を図る観点から、行政手続きのオンライン化や庁内業務におけるデジタル化を推進すること。
- ④ 公共施設等の整備については、「甲府市公共施設等総合管理計画」及び「甲府市公共施設等再配置計画」の基本的な方針との整合性を図ること。また、経費の積算にあたっては、過剰な施設整備とならないよう十分に精査を行い、経費を抑制すること。
- ⑤ 債務負担行為については、後年度の財政負担を伴うものであることから、その増加は財政硬直化の要因ともなるため、施策上真に必要なものに限り設定すること。
- ⑥ 企業会計を含む特別会計の繰入金については、企画財政課と協議を行う中で積算するとともに、独立採算の原則に立ち、特別会計内の自助努力により抑制を図ること。
- ⑦ 「やまなし県央連携中枢都市圏」の形成を見据えた事業については、自治体連携課と協議をすること。

以上

報告：第17号

「成人の日のつどい」の名称変更及び令和4年度式典の開催について

平成30年6月に、民法が定める成年年齢を18歳に引き下げることとする「民法の一部を改正する法律」が成立し、令和4年4月1日から施行された。

本市では、成年年齢が引き下げられた後も、式典は従来通り当該年度に20歳を迎える者を対象として開催するとしたが、「成人」という言葉を含む現在の名称は、18歳が対象であると間違えられる懸念があるため、式典の名称を変更する。

1 対象者決定の経過

(1) 令和元年5月8日開催の5月臨時教育委員会、議題第14号「民法改正による成年年齢の引き下げに伴う成人式の在り方等について」において、対象年齢を20歳とすることとし、原案どおり決定された。

(2) 令和元年5月15日の市長記者会見において、令和4年4月1日以降の式典については、これまでと同様に、20歳を対象に開催することを公表した。

2 式典の名称について

式典の名称は、これまで、「成人の日のつどい」であった。

令和4年4月1日より成年年齢が18歳となった後も、式典の対象者については、従前どおり当該年度に20歳を迎える者とするが、一般的に成人は18歳以上の者を意味することから、対象年齢を明確に示し、広く認識されるよう、本年度開催の式典より「二十歳^{はたち}のつどい」に変更する。

なお、対象者への通知の記載については次の通りとする。

旧：令和〇年甲府市「成人の日のつどい」

新：令和〇年甲府市「二十歳^{はたち}のつどい」

3 令和4年度の式典の開催について

令和4年度の式典は、令和5年1月8日（日）に甲府市総合市民会館において開催する。

(1) 目的

二十歳に達した者の新しい門出を祝福するとともに、大人としての誇りと自覚を促し、明日の甲府市の発展のための若き原動力となるよう、社会的連帯感の高揚及び資質の向上を図ることを目的とする。

(2) 対象者

平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で、次のいずれかに該当する者。

①甲府市に住民登録がある者

②甲府市式典への参加を希望する者

（甲府市に関わりがあるが、就職・進学等により市外在住の者）

対象者数（外国人住民を含む）令和4年9月30日現在

合計 2,006人（男 1,081人 女 925人）

(3) 主催 甲府市・甲府市教育委員会

報告：第17号

- (4) 日時 令和5年1月8日(日)
受付 午前10時
開式 午前11時(約30分間)
記念事業 午前11時40分(約30分間)
- (5) 会場 甲府市総合市民会館 山の都アリーナ
- (6) 出席者

《来賓招待者》

- ・甲府市選出県議会議員
- ・甲府市議会議員
- ・各地区自治会連合会会長
- ・青少年育成甲府市民会議会長
- ・社会教育委員

《主催者側》

- ・市長
- ・副市長
- ・代表監査委員
- ・選挙管理委員会委員長
- ・教育長
- ・教育委員
- ・市立学校長
- ・市部局長

※感染状況を踏まえ変更になる場合がある。

(7) 次第

- ①開式のことば 甲府市教育委員会 教育長 数野 保秋
- ②国歌
- ③甲府市市民憲章 対象者代表 1名
- ④二十歳の皆さんへ贈ることば 甲府市長 樋口 雄一
- ⑤励ましのことば 甲府市議会議長 興石 修
- ⑥来賓紹介
- ⑦二十歳のメッセージ 対象者代表(男女各1名)
- ⑧甲府市の歌
- ⑨閉式のことば 甲府市教育委員会 教育長職務代理者 市川 修策

(8) 新型コロナウイルス感染症の感染予防策について

- ・会場入口にサーマルカメラを設置し検温
- ・手指消毒及びマスクの着用
- ・健康観察の記載による受付票を入場の際に提出
- ・保護者等同伴者の入場不可(介助者は入場可)
- ・発声を伴わない内容(国歌・甲府市の歌・市民憲章)

など

※感染状況を踏まえ変更になる場合がある。

(9) 今後の主なスケジュール

- 11月 9日(水) 市長記者会見
定例教育委員会報告
- 11月 下旬 12月号広報掲載
- 12月 2日(金) 案内状発送
- 1月 6日(金) 会場準備
- 7日(土) リハーサル
- 8日(日) 式典